

区のおしらせ

No. 271

充実される小・中学校体育館

九段・佐久間・千桜小がピロティ方式で落成

「都会の子どもたちは、右か左にかたむいて走るのは得意だが、まっすぐ早く走るのはにがてだ」などと言われます。また、体格は良いけれど体力がないとも言われています。

これは運動する場所が少ないと同時に、校庭が狭いため、のびのびと跳んだり、はねたり、走ったりする運動が出来ないことが原因の一つにもなっているようです。

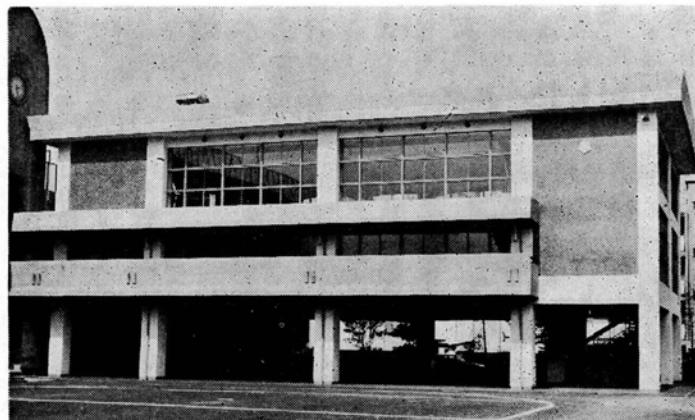
区では、このような小・中学校の悩みを少しでも解決しようと、昭和32年度から、小・中学校の古い体育館を子どもたちのからだ作りと体力増進に、もっと役立つようにと、建て替えたり、改修したりして、これまでに中学校全校と小学校12校の体育館が建てなおされました。

そしてこれらのうち、工事可能な学校は、ピロティ方式といって体育館を二階以上にあげ、一階は柱だけの吹きぬけとし、校庭の一部として使えるような構造で建てられました。

今年も、前号でおしらせした九段小学校に続いて、4月20日に千桜小学校、4月24日に佐久間小学校の体育館兼講堂が、いずれもピロティ方式で落成しました。

これで区立小・中学校19校のうち、校庭の狭い14校の体育館がピロティ方式となり、校庭が広がってのびのびと遊ぶことが出来るとともに、雨の日でも体育館の中とその下のピロティで、同時に運動することが出来るようになりました。

〔写真〕上、九段小学校体育館兼講堂 中、佐久間小学校 // 下、千桜小学校 //



登録月日	縦観期間	確定日
6月1日	8日—14日	6月20日
9月1日	8日—14日	9月20日
12月1日	8日—14日	12月20日
3月1日	8日—14日	3月20日

■あなたは登録されていますか
登録が、年四回に増えたのを機

六月から実施されることになりました。

このほど公職選挙法の一部が改正されて、今まで年二回（六月と九月）であった登録回数が、つぎのとおり、年四回（六月、九月、十二月、三月）となり、さっそく

六月から実施されることになりました。

この登録は、本人の申出によることになっています。

すでにご承知のとおり、国民の権利のひとつである選挙権行使するためには、氏名が選挙人名簿に登録されていることが必要です

この登録は、本人の申出によることになっています。

この登録回数が年四回に正され、今まで年二回（六月と九月）であった登録回数が、つぎのとおり、年四回（六月、九月、十二月、三月）となり、さっそく

六月から実施されることになりました。

この登録は、外神田五丁目下車

おかけしますがよろしくお願いします。

万世橋出張所は、改築工事のため、つぎのとおり仮移転をします

この間、ご不便をおかけしま

すが、万世橋出張所が

万世橋出張所が

◎登録申出の場所

区選挙管理委員会事務局（区役所三階）か、居住地の出張所

◎登録申出の期限

昭和四十三年六月一日まで。

千代田図書館が休館になります

期間 5月19日(日)～6月3日(月)
理由 特別整理のため

■富士見いこいの家講習会の一部日程変更
5月7日(火)「小唄」を、5月14日(火)に変更します。

■連合町会長の変更
神田公園地区連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺伝之助氏

電話(25)五五〇四
(新)秋葉原東部連合町会長
(新)米山富次郎氏

内神田二一三一
(新)丸山隆司氏

電話(25)八二六八
(旧) 清水弥太郎氏

神田練辯町六八
(旧) 渡辺

5・6月の仙石荘申込状況

(5月2日現在)

月日	曜日	申込める人數	月日	曜日	申込める人數
5/10	金	12	25	土	0
11	土	0	26	日	28
12	日	0	27	月	0
13	月	12	28	火	0
14	火	0	29	水	30
15	水	6	30	木	24
16	木	12	31	金	61
17	金	49	6/1	"	"
18	土	0	2	日	"
19	日	0	3	月	"
20	月	18	4	火	"
21~23	/	休館	5	水	"
24	金	61			

※ 土曜日の申込みは、前月の1日
午前9時から受け付けます。

①区内に一年以上住んでいて生活に困っているひと。
 ②主としてこの貸付金による職業資によって生計を立てることがで
 きるひと。
 ③事業計画が具体的でなく事業
 収職員と国民年金保険料徴収職員
 がつぎのように変更しました。

資格

区では今年度第一回目の生業資金貸付を、つぎのとおり行ないます。

くわしいことは厚生係(内線273)
 へお問い合わせください。

国民年金保険料徴収員 が 変 わ り ま し た

五月一日から国民健康保険料徴

答 国民年金は、老令・通

算老令・障害母子・準母子など各種年金にわかれ社会保障を目的とした制度ですが、死亡一時金は年金ではなく、保険料のかけ捨てをなくする意味をもち、積み立てた保険料を一種の葬祭費として、その遺族に還付するという性格のものです。その支給要件

お 生 業 資 金 を 貸 し し ま す

申込み 5月8日から5月25日まで
利 率 日歩 一錢
五か年以内(六ヶ月据置)

○國民年金保険料徴収員

渡辺幸雄(前任者 橋野早孝)

鎌治町一、二丁目、外神田五、六

野 外 こ ど も 会

マ十四日築土神社 マ十五日西神

田公園

マ二十三日常盤相互銀行飯田橋支

店ホール

マ二十八日平河町児童遊園

マ十九日北の丸公園内皇宫警察寮庭

マ三十日淡路公園

マ三十一日錦

華公園

マ十四日から二十三日までは人形

劇や腹話術があります。時間は午

後二時三十分から。なお、二十二

日から三十一日までは、午後二時

から始めます。雨天、強風の日は

中止します。

(4)



④住民税を完納しているひと。

ただし法令により課税されなかつたひとはこの限りではありません。

今まで同様よろしくお願ひします
 ○國民健康保険料徴収員
 小川町一、二丁目、錦町三丁目、
 佐藤 順二番町出張所管内 田家
 須田町一丁目、東神田二丁目、
 岩本町一、二丁目、東糸屋町
 広島昌則 II 神田公園出張所管内 唐
 清一富士見出張所管内 吉崎昭
 雄、林 和生 II 神保町出張所管内 唐
 溝口平吉 II 万世橋出張所管内 唐
 木健博、岩堀耕一 II 和泉橋出張所
 飯島久夫(前任者大黒邦彦)(担当
 当地区)丸の内一、二、三丁目、北
 平河町一、二丁目、五番町、九段
 北四丁目、飯田橋一、二丁目、北
 の丸公園、神保町一丁目(偶)西
 神田一、二丁目、錦町一、二丁目、
 鎌治町一、二丁目、外神田五、六
 丁目、美倉町、北乗物町、西福
 田町、紺屋町、内神田三丁目
 は、死亡者が被保険者であつ
 た期間の保険料が三年以上納
 付されており、かつ、死亡前
 に各種年金の支給をうけ
 たことがなく、また死亡
 当時においてもうけてい
 ないこととなっています
 一方、母子年金は、夫
 が死亡し、十八才未満の
 子と一緒に生活しており
 かつ、妻が被保険者とし
 て夫の死亡前一年以上保
 険料を納付していれば支
 給されることになつてい
 ますので、あなたの場合
 は、母子年金が支給され死亡
 一時金は、支給されなかつた
 わけです。

■5月の神田公園地区、和泉
 橋地区老人のつどい日程

マ十八日神田公園区民会館内老人
 娯楽室(神田公園出張所管内のお
 としよりを対象)マ二十七日和泉
 橋区民会館内老人娯楽室(和泉橋
 出張所管内のおとしよりを対象)
 時間は、いずれも午後一時から
 四時まで。各会場とも楽しい演芸
 があります。

なお、前号でお知らせした万世

橋地区は、万世橋出張所が改築工

事のため、場所が芳林小学校内芳

林堂へ変更になります。

区民のひろば

二丁目、駿河台一、二丁目(奇)
 小川町一、二丁目、錦町三丁目、
 佐藤 順二番町出張所管内 田家
 須田町一丁目、東神田二丁目、
 岩本町一、二丁目、東糸屋町
 広島昌則 II 神田公園出張所管内 唐
 清一富士見出張所管内 吉崎昭
 雄、林 和生 II 神保町出張所管内 唐
 溝口平吉 II 万世橋出張所管内 唐
 木健博、岩堀耕一 II 和泉橋出張所
 飯島久夫(前任者大黒邦彦)(担当
 当地区)丸の内一、二、三丁目、北
 平河町一、二丁目、五番町、九段
 北四丁目、飯田橋一、二丁目、北
 の丸公園、神保町一丁目(偶)西
 神田一、二丁目、錦町一、二丁目、
 鎌治町一、二丁目、外神田五、六
 丁目、美倉町、北乗物町、西福
 田町、紺屋町、内神田三丁目
 は、死亡者が被保険者であつ
 た期間の保険料が三年以上納
 付されており、かつ、死亡前
 に各種年金の支給をうけ
 たことがなく、また死亡
 当時においてもうけてい
 ないこととなっています
 一方、母子年金は、夫
 が死亡し、十八才未満の
 子と一緒に生活しており
 かつ、妻が被保険者とし
 て夫の死亡前一年以上保
 険料を納付していれば支
 給されることになつてい
 ますので、あなたの場合
 は、母子年金が支給され死亡
 一時金は、支給されなかつた
 わけです。

二丁目、駿河台一、二丁目(奇)
 小川町一、二丁目、錦町三丁目、
 佐藤 順二番町出張所管内 田家
 須田町一丁目、東神田二丁目、
 岩本町一、二丁目、東糸屋町
 広島昌則 II 神田公園出張所管内 唐
 清一富士見出張所管内 吉崎昭
 雄、林 和生 II 神保町出張所管内 唐
 溝口平吉 II 万世橋出張所管内 唐
 木健博、岩堀耕一 II 和泉橋出張所
 飯島久夫(前任者大黒邦彦)(担当
 当地区)丸の内一、二、三丁目、北
 平河町一、二丁目、五番町、九段
 北四丁目、飯田橋一、二丁目、北
 の丸公園、神保町一丁目(偶)西
 神田一、二丁目、錦町一、二丁目、
 鎌治町一、二丁目、外神田五、六
 丁目、美倉町、北乗物町、西福
 田町、紺屋町、内神田三丁目
 は、死亡者が被保険者であつ
 た期間の保険料が三年以上納
 付されており、かつ、死亡前
 に各種年金の支給をうけ
 たことがなく、また死亡
 当時においてもうけてい
 ないこととなっています
 一方、母子年金は、夫
 が死亡し、十八才未満の
 子と一緒に生活しており
 かつ、妻が被保険者とし
 て夫の死亡前一年以上保
 険料を納付していれば支
 給されることになつてい
 ますので、あなたの場合
 は、母子年金が支給され死亡
 一時金は、支給されなかつた
 わけです。